

自家増殖に関する調査の実施(案)

- (2-1) 自家増殖の現状、課題及び今後の対応方向 (案)
- (2-2) 自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の検討基準 (案)
- (2-3) 自家増殖に関するアンケート調査実施概要 (案)
- (2-4) 自家増殖に関するアンケート調査実施要領 (案)
- (2-5) 平成27年度自家増殖に関するアンケート調査票 (生産者用) (案)
- (2-6) 平成27年度自家増殖に関するアンケート調査票 (育成者権者用) (案)

食料産業局新事業創出課

平成 27 年 7 月 7 日

農林水産省

現状

【UPOV91条約】

○農業者による種苗の自家増殖は原則禁止で、合理的な範囲内で、かつ育成者の正当な利益の保護があることを条件に例外を認めることが各国に委ねられている状況。

【EU】

○農業者による種苗の自己増殖は原則禁止で、限定的に例外を認めている状況。

【国内】

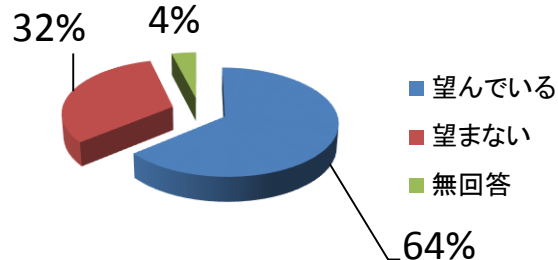
○農業者による種苗の自家増殖には、原則として、育成者権の効力は及ばない。但し、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。(種苗法第21条第2項)
○例外として育成者権の効力が及ぶ(許諾が必要)植物(82種)を省令で指定。

課題

○育成者権者が新品種育成に要したコストに見合う正当な利益を確保する必要。
○生産者に育成者権についての意識が十分に根付いていない。
○現行制度の急激な変更は、生産現場の混乱を招く可能性。

【自家増殖に育成者権の効力を及ぼすことについての実態調査】

(H21年度育成者権者への調査、回答数391件)



【25年度有識者懇談会報告】

○植物の種類ごとの実態を十分に勘案した上で、自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物の範囲の拡大についての検討が必要。

今後の対応方向

【調査・分析】

○農業者による種苗の自家増殖及び許諾契約の実態
○自家増殖を制限しても、①種苗の安定供給が確保されるか、②種苗購入費等の増大が生じないか
○上記の内容を踏まえた育成者権の保護強化の検討

○調査・分析結果を踏まえ、将来的な制度改正の必要性も含め、有識者による検討会の実施。

○農業の実態にあった育成者権の保護強化＝種苗法制度の改正について検討。